

第35回 安来市農業委員会議事録

令和5年5月22日 午後2時00分 第35回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年5月22日 1日
日程第 3	議第144号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第145号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第146号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第180号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第147号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第181号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第182号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第183号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 11	議第148号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第35回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第35回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により18番 齋藤委員、19番 渡辺委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第144号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山間部の山あいの農地であり昭和40年頃から現在までの度重なる豪雨等の影響により、当該地及び背後地の山林崩壊が発生し耕作の継続が不可能となり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について9番 北川委員お願いします。

9番：北川 正幸君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を3班11番 新田委員お願いします。

11番：新田 里恵君

11番 新田です。現地調査の報告をいたします。今月は3班が調査班でございまして、5月19日、1時35分より事務局で名原係長の説明を聞いて、調査班のメンバーは3班、北中班長、横山委員、北川委員、佐々木委員、齋藤委員と、私、新田、事務局の方からは堀江局長、名原係長で出発いたしました。非農地証明願の案件ですが、広瀬町宇波■■■■、現地では北川委員より説明を受けました。台帳地目、田内原野で277㎡です。山間部の山間の農地であり、昭和40年ごろから現在までの度重なる豪雨等の影響により災害が起きて、耕作不能となったため、現在の状況は砂防ダムができておりまして、農地自体が流れているような感じでした。調査班としましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんの審議よろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第145号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 徒歩1分、作付作物は自家用野菜、農機具は、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、受贈による所有権移転する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 3km圏内、農機具は、田植機2台、コンバイン2台、トラクター2台を所有しています。労働力はオペレーターほかとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。3番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 200m、農機具は、トラクター3台、共有のコンバイン1台、共有の田植え機1台、草刈り機2台を所有しています。労働力は本人、子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり■■■■です。4番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 300m、

作付作物は自家用野菜、農機具は、耕運機1台を所有しています。労働力は本人、妻、子、子の妻4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請者の申し出により■■■■です。5番は、規模拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 100m、農機具は、共有の田植え機1台、共有のコンバイン1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、2番の案件について11番 新田委員お願いします。

11番：新田 里恵君

11番 新田です。1番案件の説明をいたします。譲受人は自宅隣が譲り受ける農地で、自家用野菜を耕作するために所有権移転されるもので、周りの農地に影響を与えることはないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番案件についても説明をお願いします。

11番：新田 里恵君

2番案件の説明をいたします。譲渡人は母親が亡くなられ、相続をされる方、娘さん2人も東京に在住しておられて、農地を財産放棄されることになりました。譲受人に贈与されるものです。周りに影響を与えることはないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について18番 齋藤委員お願いします。

18番：齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。番号3番案件について説明をいたします。申請人は農地を259.31a所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は経営拡大のためであり、取得後も同じ利用方法で耕作をするため、周辺農地に影響はないものと思っております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について4番 北中委員お願いします。

4番：北中 宏一君

4番 北中です。譲渡人は安来の方にお嫁に出ており、現在は草刈管理のみをしています。申請地は譲受人所有の畑を通らないと行けない場所にあり、現在も一部、譲受人が多少管理をしておるため、周りに対する影響はないと思われまます。以上です。

議長：岡田 一夫君

5番の案件について17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。5番案件でございますが、譲受人は約60aの農地を経営しております。今回も譲受人の近く、先ほど説明もありましたが、100mの所に譲渡人の農地がございまして、こちらの方がかなり高齢になったという事で、経営拡大と合わせて今回の契約ができたという事でございます。以上

です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第146号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。転用の目的は、資材置場及び進入路、回転場で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は申請地の東約300mに事務所を構える土木建設業者です。事業拡大により資材置場が不足するようになったため、既存資材置場に隣接する申請地において新たな資材置場を計画しました。周辺の土地も探しましたが、事業所に近くまた、資材置場として利用している隣接地と土地続きで一体利用するのに便利であり、効率的な事業運営ができることと考え当該地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」及び昭和35年度完了の「福井別石地区区画整理事業」のことで、転用目的は、駐車場、多目的広場です。権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、43世帯からなる地縁団体登録された自治会です。以前から集会所には駐車場がなく、集会の際には路上駐車せざるを得ない状態でありました。また集落内には広場もなく、自治会行事の会場や緊急避難場所も求められていたことから、集会所に隣接する申請地において、駐車場及び多目的広場を一体整備することを計画しました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。この農地の対価は、無償です。3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の種類は、使用貸借権の設定です。譲受人は、市内のアパートにて妻と2人で生活していますが、実家の農業を引き継ぐこととなり、住宅の建築を計画しました。実家敷地には余剰地がなく周辺宅地も検討しましたが、所有者の同意が得られずやむを得ず本申請地を選定するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について14番 渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について18番 齋藤委員お願いします。

18番：齋藤 哲君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について13番 板金委員お願いします。

13番：板金 悟君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班11番 新田委員お願いします。

11番：新田 里恵君

11番 新田です。1番案件の説明をいたします。5条案件で、渡邊委員さんより説明を受けました。安来市赤江町[REDACTED]、地目 田、1161㎡が申請地です。転用目的は資材置場が不足しており、新たに資材置場を設け進入路、回転場を併せて整備するものです。申請地を選定した理由は、申請地の北側を資材置場として借り入れており、土地続きで一帯になるために利用するものです。事業内容ですが、既存資材置場、赤江町[REDACTED]と同じ高さまで埋め立てて、約1m盛土して一帯利用されます。また、車両の進入路及び回転場も必要となるため合わせて設け、隣接に被害が生じないよう余裕を持たせて、境界より引いた計画としておられます。用排水処理ですが、雨水のみ生じ、自然排水及び既存水路へ流入されます。土地の造成は盛土をする際、十分な法面を設け、境界より引いた計画としており、周辺農地に被害は生じないと考えています。土地改良区の意見書、水利組合の同意書も添付してありました。許可妥当と判断しましたので、審議のほどよろしく願いいたします。2番案件です。5条案件で、申請地、安来市東赤江町[REDACTED]、地目 田、面積1000㎡、齋藤委員さんより説明を受けました。転用目的、用途の詳細ですが、自治会に集会所の駐車場、進入路及び多目的広場が無いため、新たに整備されるものです。駐車場と多目的広場の間にフェンス等は設置せず、一帯利用するものです。申請地を選定した理由ですが、集会所に隣接し道路に面していて、車の出入りが便利なためです。事業内容は、駐車場は2.5m×5mを基本として12台分と進入路、多目的広場は町内行事、祭事、イベント等、夏休みのラジオ体操、ゲートボールやグランドゴルフ等が出来る場所とされます。駐車場と広場の間にはフェンス等は設置せず、必要に応じて臨時駐車場としても利用されます。用排水の処理方法は、雨水のみ生じ、自然排水及び既存水路へ流入されます。土地の造成は約1mの法面を取り、土留めとされます。添付書類はそろっておりました。周辺の農地には影響を与えることはない判断しました。許可妥当と判断しましたので、審議のほどよろしく願いいたします。3番案件ですが、転用目的は個人住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定です。板金委員さんより説明を受けました。譲受人は市内のアパートにて妻と2人で生活していますが、実家の農業を引き継ぐことになり、住宅を建設することとなりましたが、適当な土地は無く、実家敷地には余剰地が無く、実家の親より申請地を借りて建設するものです。事業内容は夫婦2人で車2台所有しており、鉄筋平屋建て居宅62㎡、車庫、車2台分、庭を造るため。土地造成は南側道路に対してL型擁壁で土砂が流出しないように、道路高約90cmで施工され、北側道路に対しては申請地より地面が下がっているところは、L型擁壁を道路高約63cmで施工されます。また、申請地より地面が上がっているところはコンクリートブロック約1mで施工されます。污水については合併浄化槽を通して既存の水路に流入されます。添付書類は全部添付して

ありました。周辺農地に影響を与えることはないと判断いたしましたので、許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第6 報第180号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。14ページに案件の内容、15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番及び2番は、転用目的は分譲宅地で、

権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 木戸委員
お願いします。

5番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第147号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基
盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議
を求めるものです。計画要請については、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄を
ご覧ください。今月は、賃借権18件、面積14,811㎡、使用貸借権7件、面積5,751㎡、
全体で25件、総面積が20,562㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明
があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

失礼いたします。議第147号についてご説明いたします。詳細は18ページから21ページまでで
す。今月の利用集積計画ですが、番号1から12までのすべてが農業経営基盤強化促進法による利用
権の設定となります。従事日数など旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてお
ります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求め
ます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第181号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

22ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。23ページから52ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地579筆が、このたび、法人に賃借権の設定および使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年4月18日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第182号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

53ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。54ページから55ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第183号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

56ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。57ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 議第148号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

58ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり令和4年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の審議を求めるものです。59ページから70ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。64ページをご覧ください。農業委員・推進委員から提出いただいた年間の最適化活動の実績をまとめました。65ページに農業委員さん分、66ページに推進委員さんに分けてまとめておりますので、ご確認ください。64ページ戻りまして、中段の（2）成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の右側②自己の点検・評価の欄をごらんください。提出いただいた実績の内容につきましては、67ページから68ページに活動実績、69ページから70ページに成果実績の内容を記載しておりますのでご確認ください。説明しました議題は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月中にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第35回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時58分)